

第3章 敷設方法

3-1 敷設方法

(1) 歩道一般部

①線状ブロックの列数

敷設は1列敷設とする。

<解説>

線状ブロックを1列に敷設するのは、「1-8 敷設の原則5）」(p3)にて記述した内容により定めた。

②線状ブロックの位置

連続的に案内を行う場合は、線状ブロックを、ブロックの端から官民境界まで60cm程度離れた位置に敷設する。(但し、路上施設や占用物件の設置状況などによって、この値とすることが適切でない場合は、この限りではない。)

<解説>

視覚障がい者は歩道を歩く際に、車道に出てしまうことを非常に恐れているので、可能な限り建物側を歩こうとする傾向にある。歩道に視覚障がい者誘導用ブロックがあればその危険性は少なくなる。

歩道における視覚障がい者誘導用ブロックの利用の仕方は個人差があるが、全盲の方では、視覚障がい者誘導用ブロックの上を歩くというよりも、白杖で視覚障がい者誘導用ブロックを確認しながら歩く方法が一般的なようである。

歩行訓練では、一般的に白杖を右手に持ち、図3-1のように白杖で視覚障がい者誘導用ブロックの縁を確認しながら進む方法を学ぶが、白杖の使い方に習熟していない場合、視覚障がい者誘導用ブロックを見失うこともある。その場合、建物の近くを歩いていると建物にあたった時に方向を再確認することができ、視覚障がい者誘導用ブロックに復帰できる。広幅員の歩道であるからといって、むやみに歩道中央に敷設すると、視覚障がい者誘導用ブロックを見失った場合に、視覚障がい者誘導用ブロックへの復帰が難しくなる。

図3-1 歩行方法白杖による伝い歩きの場合



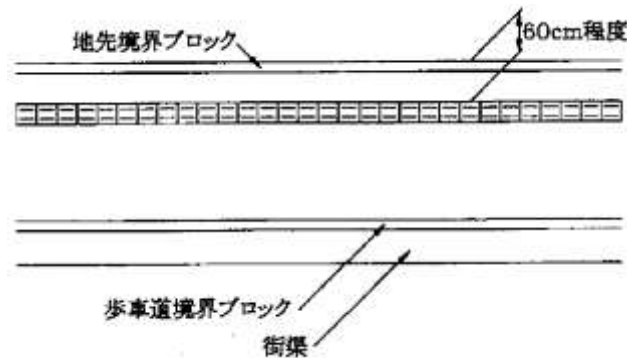
このことから、歩道の幅員に関わらず視覚障がい者誘導用ブロックは建物寄りに敷設するのが良い。

また、歩行訓練では、「白杖を大きく振る人の場合、振った白杖が左右の人に当たって迷惑をかける」、「後ろから来た人もどちら側から追い抜けば良いのか迷うことになる」ということから、どちらかに寄って歩くよう指導されている。

したがって、視覚障がい者誘導用ブロックが民地側に敷設してあれば、訓練どおり歩きながら、視覚障がい者誘導用ブロックを活用できるので視覚障がい者にとって利便性が高い。

よって、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」や「ガイドライン」と同様に、官民境界から60cm程度離して敷設する。

図3-2 線状ブロックの列数と位置



③直線部の線状ブロック上にハンドホール等がある場合

線状ブロックは連続的かつ極力直線的となるように敷設するものとする。このため、ハンドホールなどの歩道平面上の施設については、ハンドホールなどの管理者と協議等のうえ、表面に敷設できる場合は、滑りにくく、つまづきにくい製品（貼付タイプなど）を使用するものとする。

また、ハンドホールなどの管理者との協議等でやむを得ず敷設ができない場合は、小刻みな屈折、屈曲とせず、できる限り緩やかなすり付けにて屈折するものとし、その際に迂回した区間に設ける直線部の延長は、原則として2.0m以上確保するものとする。

なお、ハンドホールなどの歩道平面上の施設について、その直径や長さが20cm以下で単独的なものであれば、この部分については、やむを得ず敷設を取りやめることができるものとする。（「単独的なもの」とは、直径や長さが20cm以下で、かつ他の20cm以下のハンドホールなどとの間に、2.0m以上の直線部分が確保されているものをさす。）

<解説>

線状ブロックを連続的かつ極力直線的となるように敷設するのは、「1-8敷設の原則3）」（p3）に記述した内容にもとづく。

コンクリートブロック製品以外を使用する場合には、磨耗しやすいもの、褪色しやすいもの、怪我の恐れがあるような硬く鋭い角をつくりやすいものなど

は避けるものとする。なお、貼付タイプの場合ははがれやすれが生じる恐れがあるため、材料にあった接着剤を利用するなど十分注意する必要がある。

ハンドホール等の表面への敷設が管理者との協議等により不可能な場合、できる限り緩やかにすりつけるものとし、 20° 以下にて屈折するものとする。（図3-5）

これは、視覚障がい者にとって直線的に視覚障がい者誘導用ブロックにて歩行している状態で、急な角度で曲がることは非常にわかりづらいためである。

ただし、道路状況によりやむを得ない場合は 45° 未満にてすり付けるものとする。

【 20 cm 以下で単独的なものであればやむを得ず敷設を取りやめることができるものとする」としたのは以下の理由による】

- ・「全盲者を対象とした視覚障がい者誘導用ブロックの歩行実験（以後、「歩行実験」と略）」において、連続する線状ブロックの途中に隙間を空け、隙間がどの程度まで広がると歩行に支障が出てくるかを調査した。 10 cm 、 20 cm 、 30 cm 、 40 cm 、 50 cm 、 60 cm の6種類の隙間を設けて被験者に歩いてもらった結果、 20 cm 以下の場合は、全員が問題なく前進できたためである。
- ・ 20 cm 以下の隙間であっても、短い間隔で複数個存在する場合には、線状ブロックが寸断されているという誤解を与えかねず、その結果全盲者が不安を感じて前進できなくなる場合も生じると考えられる。このため、やむを得ず敷設を取りやめることができるものとしては、あくまで 20 cm 以下で単独的なものに限ることとした。また、寸断されているという誤解を与えない直線の長さとして、線状ブロックを利用して直進する全盲者が、その進行方向を体で認知するために必要な長さと考えられる 2.0 m 以上（視覚障がい者誘導用ブロック6、7枚分以上）をその目安とした。

【直角を用いた屈曲を採用しないのは以下の理由による】

- ・不自然な歩行を強いられるという理由から、視覚障がい者からの評判が悪い。
- ・直進が前提となっている歩道上で、直角方向に向きを変えると、他の歩行者や自転車の動線を急にさえぎることになり、衝突の危険がある。

【屈曲の方法として、ガイドラインと異なる方法を採用するのは以下の理由による】

- ・「歩行実験」で、大阪市の屈折部の敷設方法と、ガイドラインの屈折部の敷設方法を比較した結果、曲がれた人、少しとまどった人がまったく同数であり、曲がりやすさに差が無かった。
- ・一方、「歩行実験」の際に行った聞き取り調査では、ガイドラインの屈折部の敷設方法についてのみ、「方向を見失うおそれがある」という意見があった。

【屈折の角度について 20° 以下を基本とするのは以下の理由による】

- ・ガイドラインの設置方法では、屈曲部の視覚障がい者誘導用ブロックがそれぞれ1つ前の視覚障がい者誘導用ブロックに対しゆるやかな屈曲を形成し、そのゆるやかな屈曲を連続させることで、結果として大きな屈曲を構成させる方法をとっている。しかし、「歩行実験」では、ガイドラインの方法では「方向を見失うおそれがある」という意見があった。そこで、大阪市では、ゆるやかな屈曲を連続させるのではなく、一度だけ屈曲させることとした。なお、その角度はガイドラインの1つずつのゆるやかな屈曲と同程度の 20° を越えず、それ以下となるように整備することを基本とする。その際、隙間はあけず、図3-4のようにつなげるものとする。

図3-3 20cm以下で単独的なものであればやむを得ず敷設を取りやめることができる場合

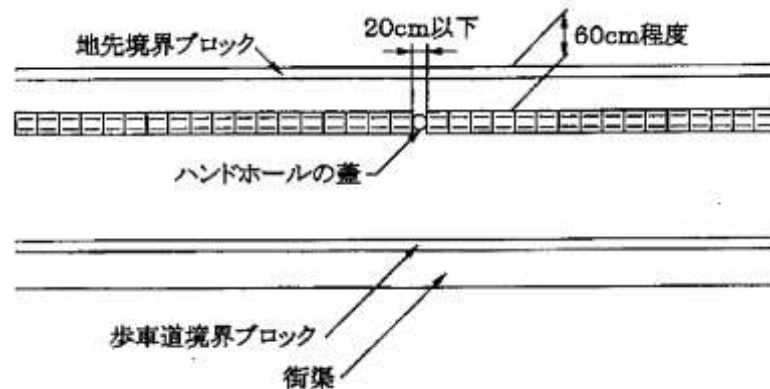
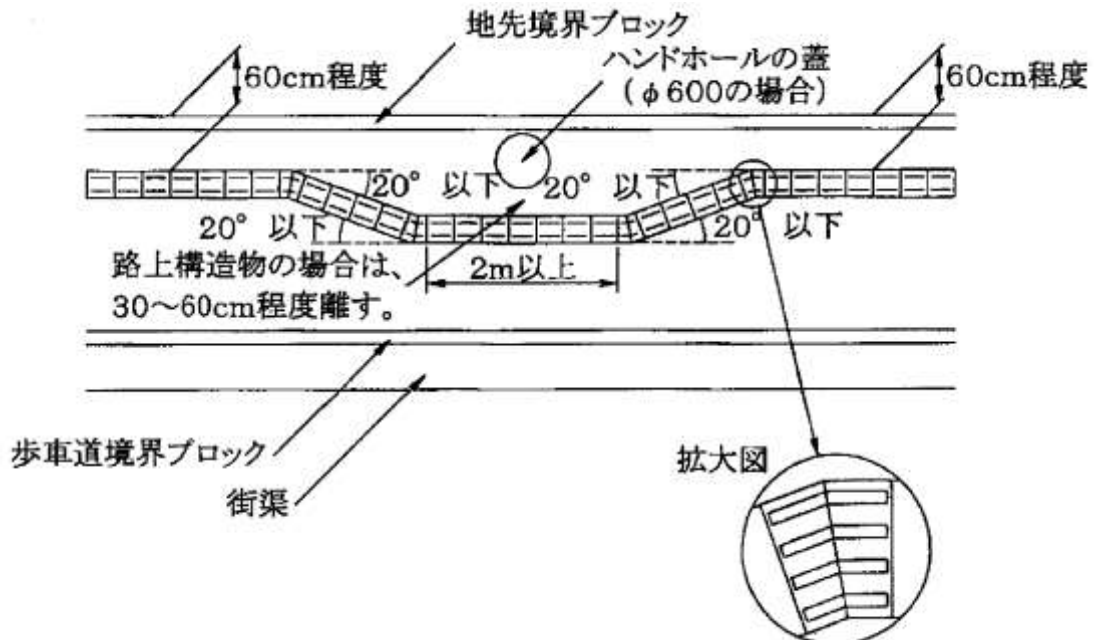


図3-4 ハンドホールを避けるために屈折させる場合



④歩道の分岐点での敷設

道路状況により、直角方向へ誘導する場合は、分岐点であることを確認できるように、点状ブロックを敷設するものとする。

また、直角でない場合も、 45° 以上の角度で分岐する場合は点状ブロックを敷設するものとする。

<解説>

分岐点に点状ブロックがない場合、視覚障がい者はそれまでの歩行のリズム、速度で直進を続けるために、分岐点に気付かず直進し、その結果、線状ブロックからはずれて、線状ブロックを見失う恐れがある。

「歩行実験」では、 45° の方向への分岐点の場合、点状ブロックの敷設がなくても、ほぼ全員が線状ブロックからはずれることなく斜め方向に進むことができた。しかし、それ以上大きな角度で曲がらねばならない分岐点の場合には、線状ブロックからはずれる場合が多々生じてくると考えられる。

このため、道路状況により、 45° 以上の角度で誘導しなければならない場合には、分岐点であることを確認できるように、点状ブロックを敷設するものとする。

図3-5

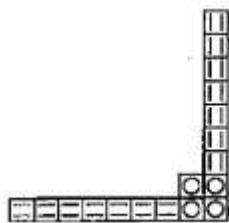


図3-6

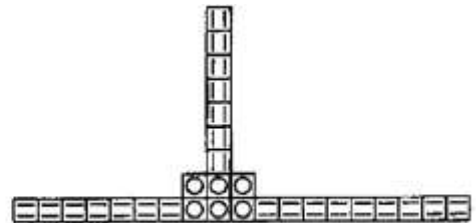


図3-7

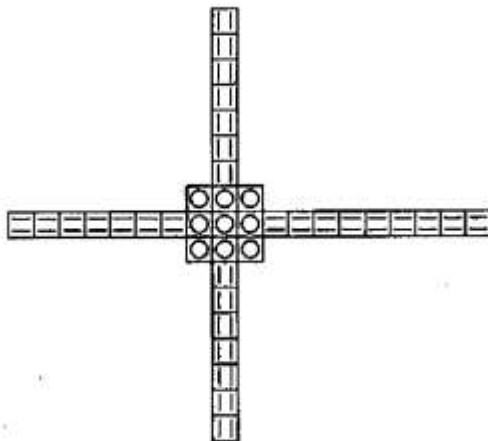
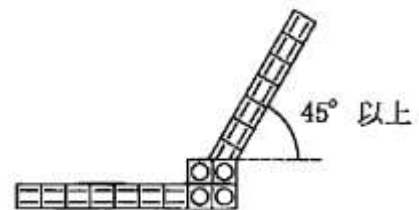


図3-8



⑤傾斜路部における敷設

傾斜路部においても線状ブロックを連続して敷設する。その際、傾斜が、ガイドラインにおいて歩道等の縦断勾配としてやむを得ない値とされている8%を超える場合は、点状ブロックを敷設するものとする。その場合、点状ブロックは、傾斜路部を挟んで上下に、傾斜路部の幅いっぱいに2列敷設するものとする。

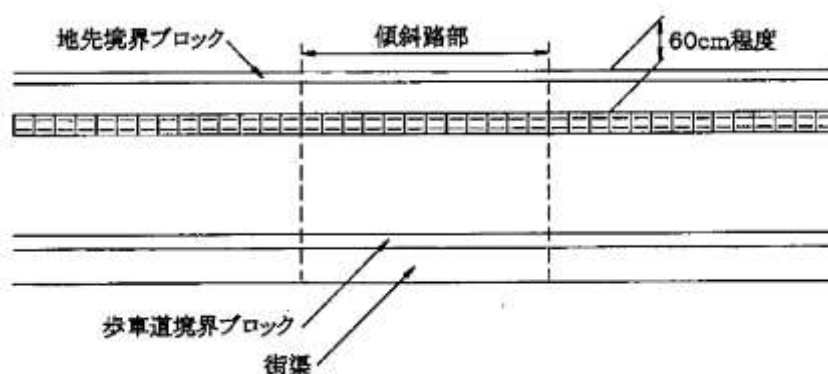
なお、スロープと階段とが併設された場所においては、下り階段の利用時における危険を考え、スロープへの誘導を基本とする。

<解説>

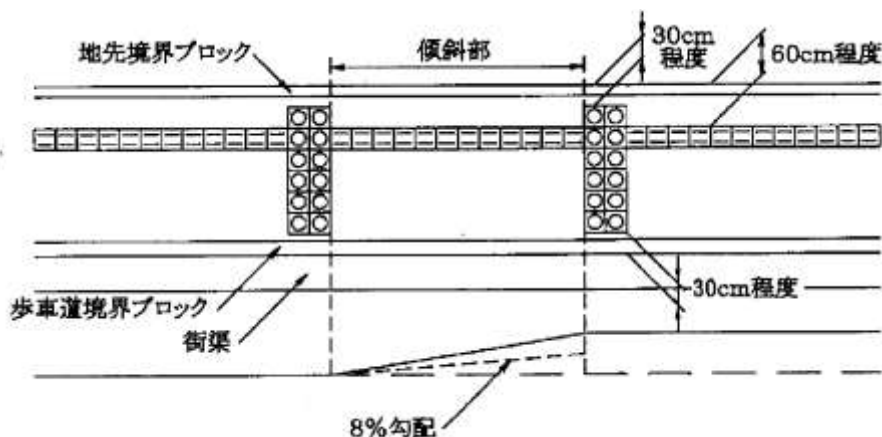
視覚障がい者から、傾斜路部が目印になるという声はよく聞かれるが、傾斜路部でつんのめるなど、歩行の際の障害物として指摘されることは少ないようである。しかしながら、傾斜が急な場合にはつんのめる危険性がないとは言いきれない。ただ、「傾斜が急」という場合の勾配がどの程度のものかについては参考となるデータがない。そこで、今回の基準においては、ガイドラインにおいて歩道等の縦断勾配としてやむを得ない値とされている8%を目安とすることとし、8%を超える場合に点状ブロックを敷設することとした。なお、敷設の仕方は、いわゆる高低差による障害物・危険物という考え方から、階段における敷設と同様の方法をとるものとする。

図3-9

傾斜勾配が8%以内の場合



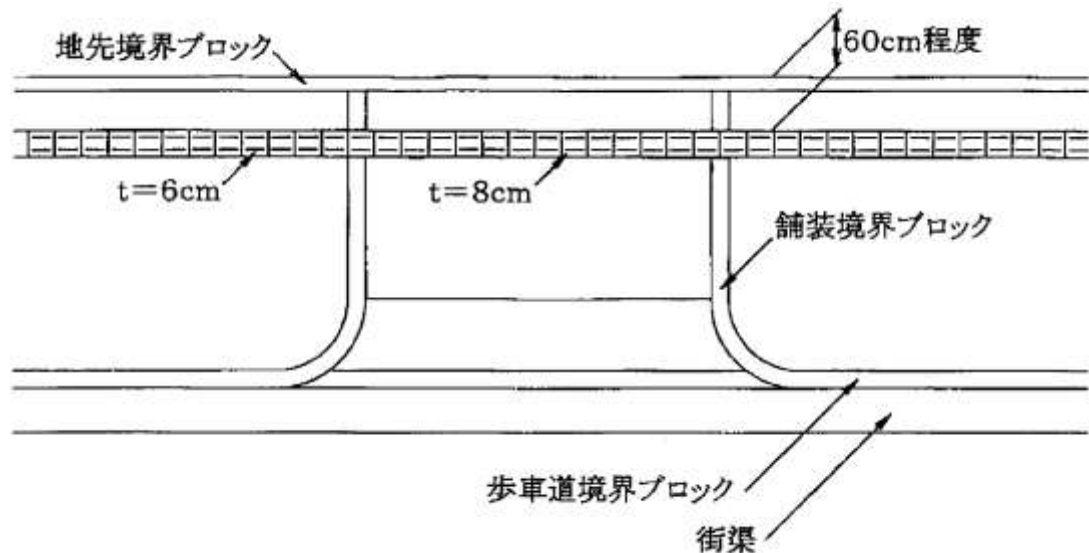
傾斜勾配が8%を超える場合



⑥車両乗入部での連続性

車両乗入部では、歩道部との舗装境界ブロック部分で線状ブロックが途切れぬよう連続的に敷設するものとする。（留意事項：基本的に車両乗入部の前後には点状ブロックは敷設しないものとする。但し、車の出入りの頻繁な車両乗入部において、地域の利用者の総意において敷設の要望が出された場合は、点状ブロックを敷設するものとする。）

図 3-10 車両乗入部



⑦車両乗入部での車止めポストとの離隔

広幅員の歩道で車両乗入部両側に、歩道への乗り上げ駐車を防止するためにやむを得ず車止めポストを設置する（している）場合は、車止めポストの存在を警告するために、車止めポストとの離隔を30cm程度確保して、点状ブロックを前後各々4枚敷設するものとする。

なお、線状ブロックにて連続的に誘導されている路線であれば、車止めポストとの離隔を60cm程度確保し、点状ブロックについては敷設しないものとする。

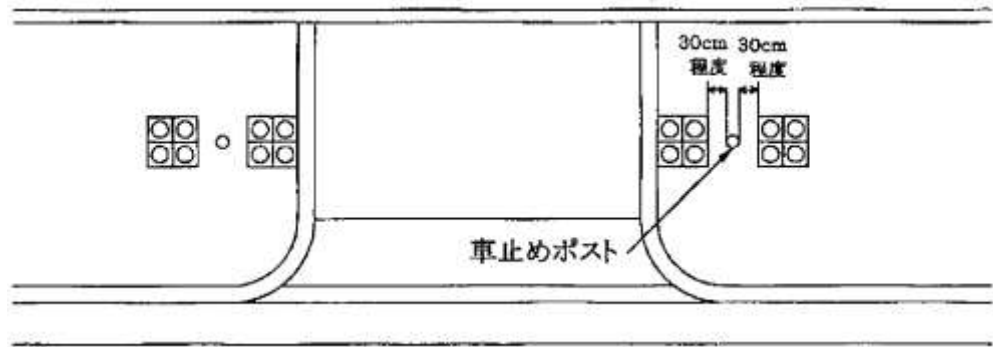
<解説>

視覚障がい者にとっては、車止めポストは通行上の障害物となる。事前にその存在を知らせるため、その前後に点状ブロックを敷設する。

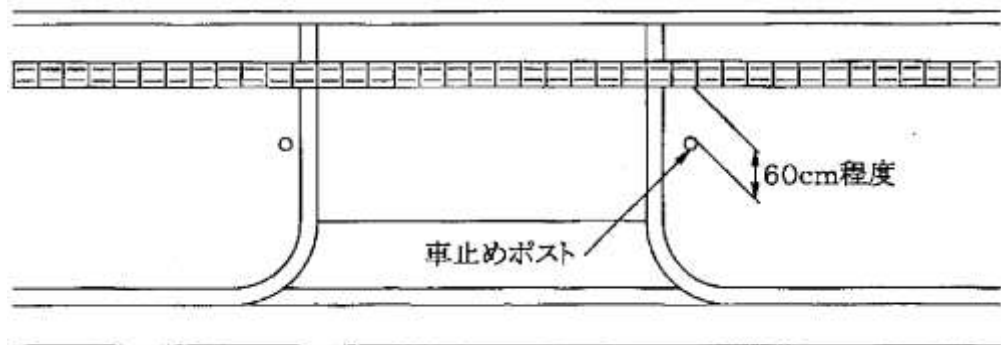
線状ブロックでの誘導がなされている場合は、線状ブロックに沿って歩行する視覚障がい者の妨げにならないよう、車止めポストを60cm程度離して敷設する。その程度離しておけば通行上の障害とはならないので、警告用の点状ブロックは敷設しない。

なお、参考のため、街角部付近での敷設例も図3-12に示す。

図3-11 車両乗入部での車止めポストとの離隔
線状ブロックでの誘導がない路線

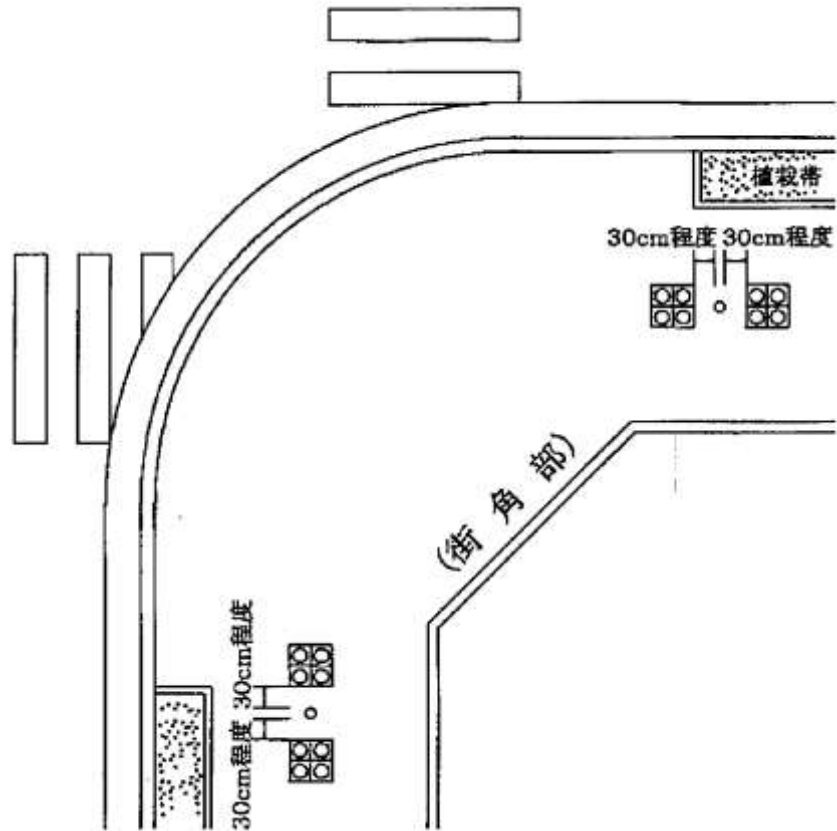


線状ブロックにて誘導されている路線

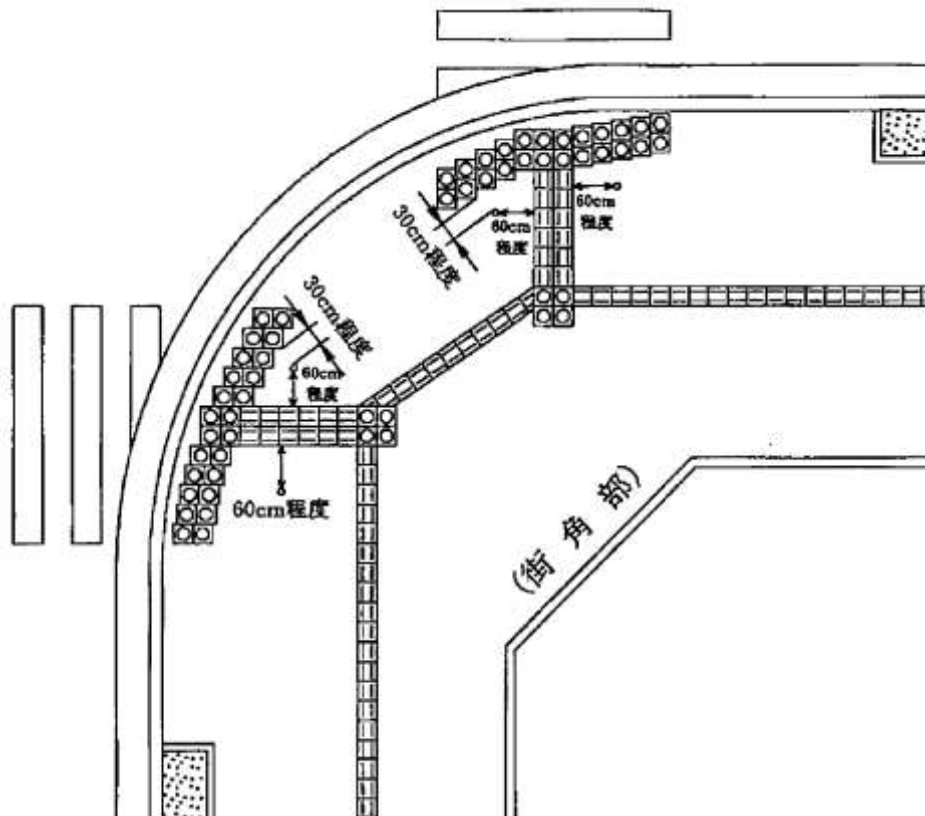


車止めポストの材質は、原則として「Ⅳ型」とする。既設車止めポストが鋼製の場合、ゴム製のカバー等を被せるものとする。

図3-12 街角部付近での敷設例
例1（歩道 広一広）



例2（歩道 広一広、誘導ブロックあり）



(2) 横断歩道口部

① 点状ブロック

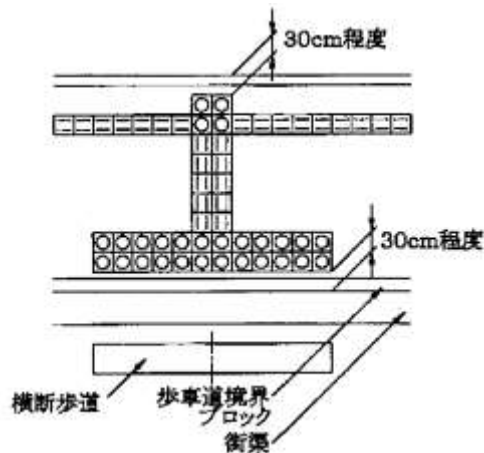
①-1 列 数

横断歩道口部では、点状ブロックを2列に敷設するものとする。

<解説>

点状ブロックを2列に敷設するのは、「1-8 敷設の原則4)」(p3)にて記述した内容により定めた。

図3-13 横断歩道口部（横断歩道が歩道と直角の場合）



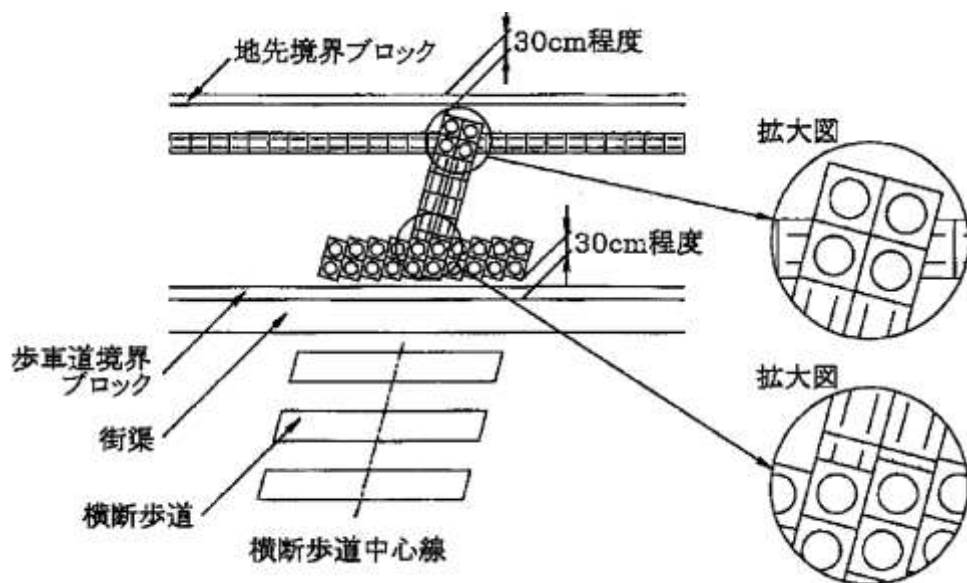
①-2 横断歩道の方向との関係

横断歩道口部における点状ブロックは、横断歩道の方向と平行に敷設するものとする。

<解説>

横断歩道が斜めに設置されている場合は、点状ブロックの向きを認識できる視覚障がい者の利用を考慮して、縁石の方向とは無関係に、横断歩道の方向と平行に敷設するものとする。

図3-14 横断歩道口部（横断歩道が斜めの場合）



①ー3 敷設幅

横断歩道口部では、点状ブロックの敷設の長さは、横断歩道の幅に合わせるものとする。

<解説>

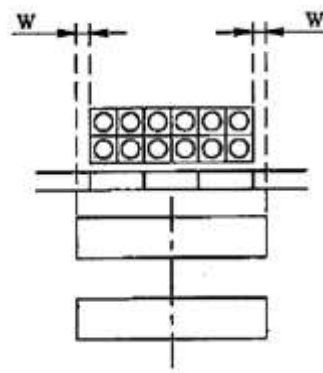
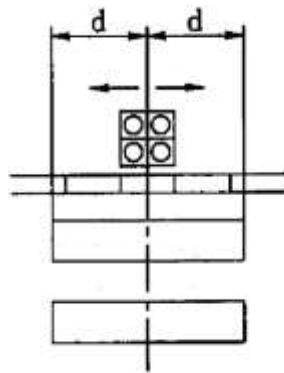
実際には横断歩道の幅は視覚障がい者誘導用ブロックの大きさと整数倍とは限らないため、図3-15のような手順にて点状ブロックの敷設位置を定める。

図3-15 点状ブロックの敷設手順

手順1

→

手順2



横断歩道又は通常の通行可能範囲の中心線を歩道上まで延長し、その延長した中心線から、順次、左右に点状ブロックを敷設する。

Wの大きさが、30cm未満となるまで、点状ブロックを敷設する。

①ー4 車道との距離

横断歩道口部の点状ブロックは、歩車道境界から30cm程度離して敷設するものとする。なお、歩車道境界曲線部の場合は、車道と最も近接する点状ブロックの角と歩車道境界との距離を30cm程度離して、ずらしながら敷設するものとする。(図3-26、p25)

<解説>

歩車道境界からの30cmの離隔は、車両への接触を防止するための設置余裕幅として設けるものである。

② 線状ブロック

②ー1 線状ブロックの列数

横断歩道口部では、線状ブロックを2列に敷設するものとする。

<解説>

歩道巻込部において連続誘導がある場合はこの限りではない。(p25、「③ー2. 歩道巻込部」にて後述)

②-2 横断歩道の方向との関係

横断歩道の方向と線状ブロックの線状突起方向とが同一方向となるように敷設するものとする。その際、線状ブロックと横断歩道口部の点状ブロックとの間に生じる隙間は、その隙間の形状に加工した線状ブロックを用いて埋めるものとする。

<解説>

ガイドラインでは、現場加工せず、隙間はそのまま残すこととしている。しかし、「歩行実験」では、隙間を埋めるよりも埋めない方がよいとする人は皆無であり、隙間をそのまま残すことへの強い要望がなかった。一方、「隙間にも線状ブロックを設置した方がよい」と、より積極的に隙間を埋めることを求める人は半数近くあった。この結果を踏まえて、隙間にも線状ブロックを設置することとした。

隙間の形状の加工については、図3-14（p18）を参照のこと。

②-3 位置

線状ブロックは、横断歩道口部の点状ブロックの中央（横断歩道幅の中央）につなぐよう敷設することを基本とする。

<解説>

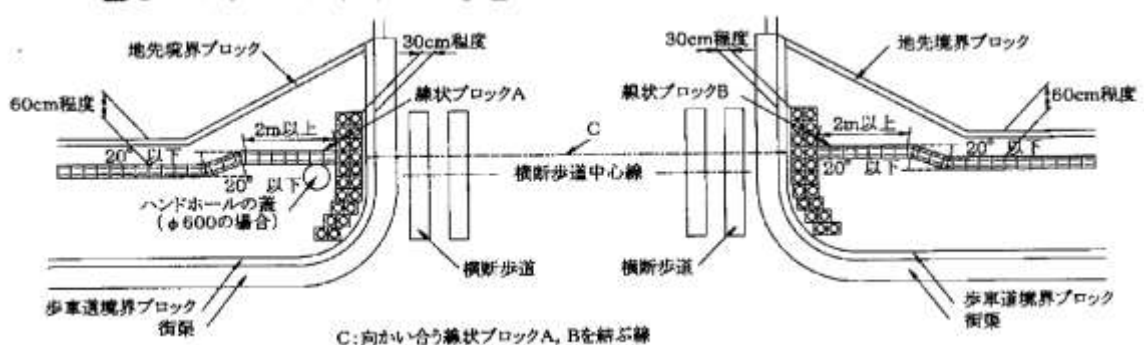
「1-8 敷設の原則8）」（p3）にて記述した内容により定めた。

視覚障がい者にとって、横断歩道をまっすぐに渡りきることは難しいようである。個人差はあるものの、最大で、左右それぞれ45°程度のズレが生じる場合もあるため、中心部を案内するものとする。

なお、ハンドホールの迂回のため点状ブロックの中央につなぐことができない場合は、屈曲させる方向は、図3-16のように安全側に配慮して、車道横断部に達した時に、交差点中央部から、より離れた位置になる方向とする。この場合、対面側の線状ブロックBは、その中心線が、線状ブロックAの中心線の延長上に来るように敷設するものとする。

また、迂回した区間の延長を2m以上確保するにあたっては、図3-16のように点状ブロックとの交差点から2m以上確保することとする。この2mは、視覚障がい者誘導用ブロックに沿って歩きながら、直進の方向を体で把握するために必要と考えられる距離である。

図3-16 ハンドホールを避けるために屈折させる場合



②-4 長 さ

線状ブロックは歩道幅員により変化するが、横断歩道口部の点状ブロックから、官民境界より30cm程度離れた位置まで敷設するものとする。なお、誘導のない場合は官民境界側に敷設する2枚を、誘導のある場合あるいは誘導のない場合でも歩道の向きの案内用の線状ブロックがある場合は官民境界側に敷設する4枚を、点状ブロックとする。

<解説>

図3-17のBの点状ブロックについては、対面方向から横断歩道を渡ってきた視覚障がい者が、線状ブロックに導かれて、官民境界にある塀や建物に衝突することを防ぐために敷設するものである。一般に進行方向に向かって1列（30cm幅）の敷設の場合は跨ぎ越す恐れがあり、視覚障がい者誘導用ブロック（この場合は点状ブロック）のみによって注意喚起を行なう場合には2列（60cm幅）の敷設が必要である。しかし、進行方向が塀や建物である場合は、足もとの視覚障がい者誘導用ブロックで確認するより先に、白杖で塀や建物を感知することが可能である。この場合、むしろ、白杖で感知したものが一時的に歩道に置かれた障害物であるのか、あるいは塀や建物であるのかを判断できるようにすることが必要である。このため、視覚障がい者が立ち止まって足元の点状ブロックを確認できるようにしておけばよいので、敷設は1列でよい。

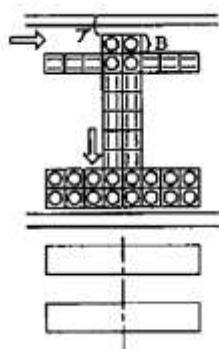
なお、官民境界から30cm程度まで敷設することについては、線状ブロックにて連続的誘導していない交差点等では、官民境界側の塀や建物等に沿って歩いてくる視覚障がい者が、視覚障がい者誘導用ブロックを踏み逃がす恐れがあり、交差点等の存在を認知できない可能性があるため、必要な範囲が定められている。

また、A1の点状ブロックについては、「1-8 敷設の原則 4）」（p3）にて記述したように、跨ぎ越すことのないように、そして横断歩道へ誘導する線状ブロックとの交差部であることを案内するために、進行方向からみて点状ブロックを2列に敷設している。従って、誘導のある場合あるいは誘導のない場合でも歩道の向きの案内用の線状ブロックがある場合は官民境界側には点状ブロックを4枚敷設することになる。

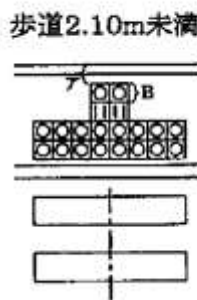
図3-17 横断歩道口部の敷設例

部分的（誘導のない場合）

歩道の向きの案内用がある場合

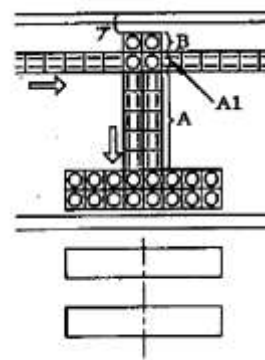


歩道の向きの案内用がない場合



連続的（誘導がある場合）

ア=30cm程度



③ 連続誘導がある場合

③-1 交差点

「(2) 横断歩道口部」で示した点状ブロックと線状ブロックの敷設に基づき敷設するものとする。

その上で、2箇所の横断歩道口部のそれぞれの「交差点」を線状ブロックで繋ぐものとする。

なお、敷設に際しては、歩道幅員や、横断歩道の向き等の条件により、様々なケースが生じると考えられるが、図3-18～24の敷設形状を基本とする。

図3-18

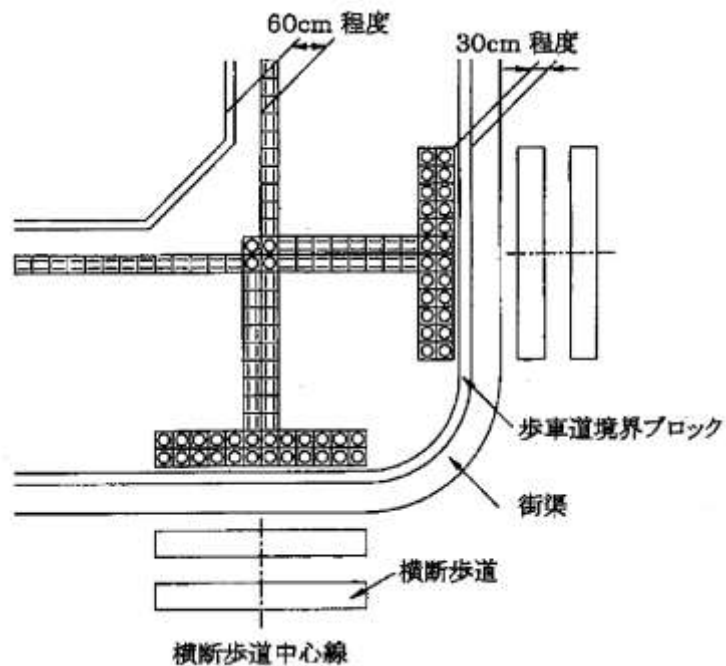


図3-19

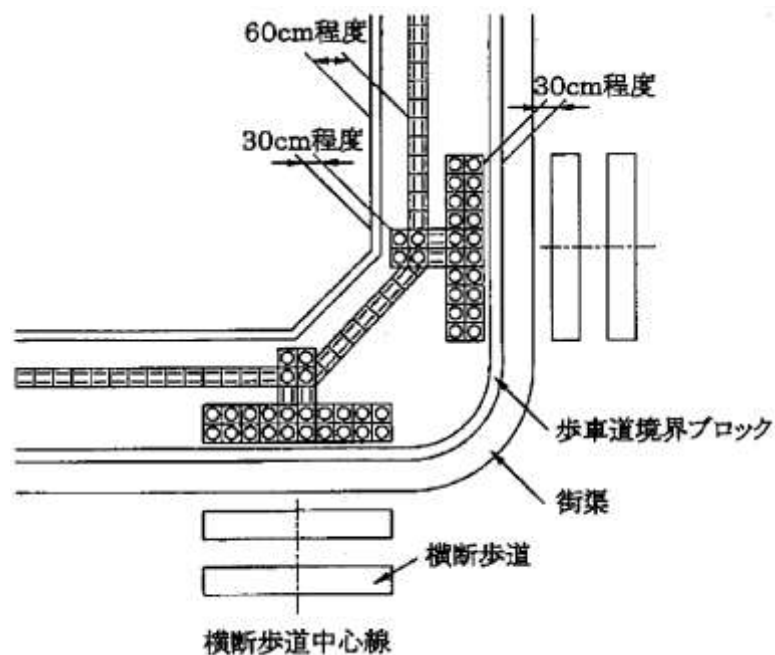


図3-20

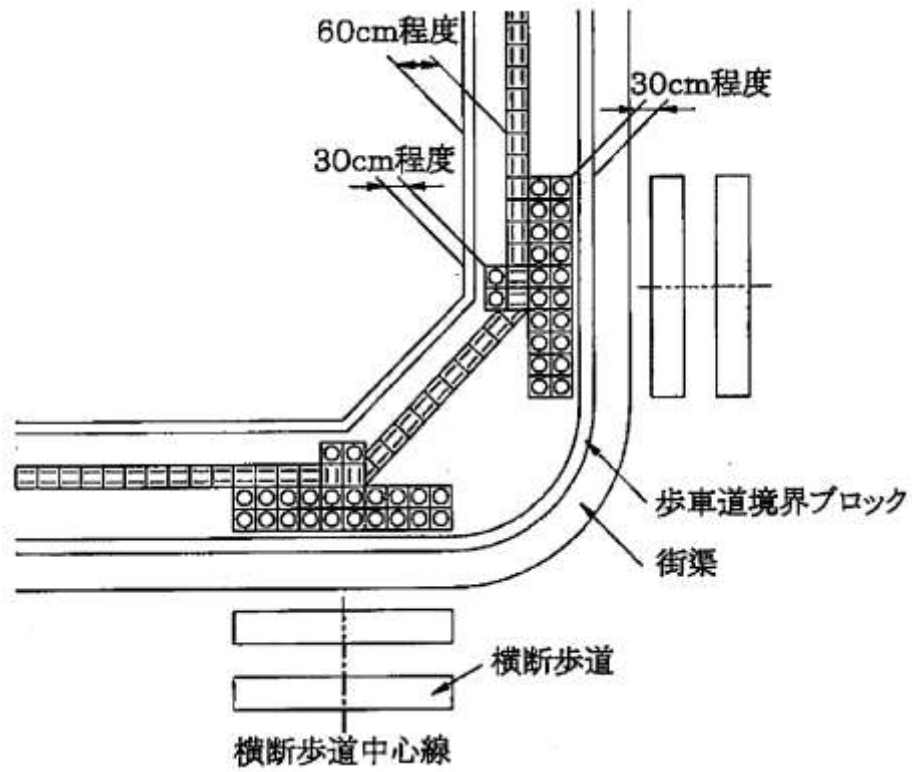


図3-21

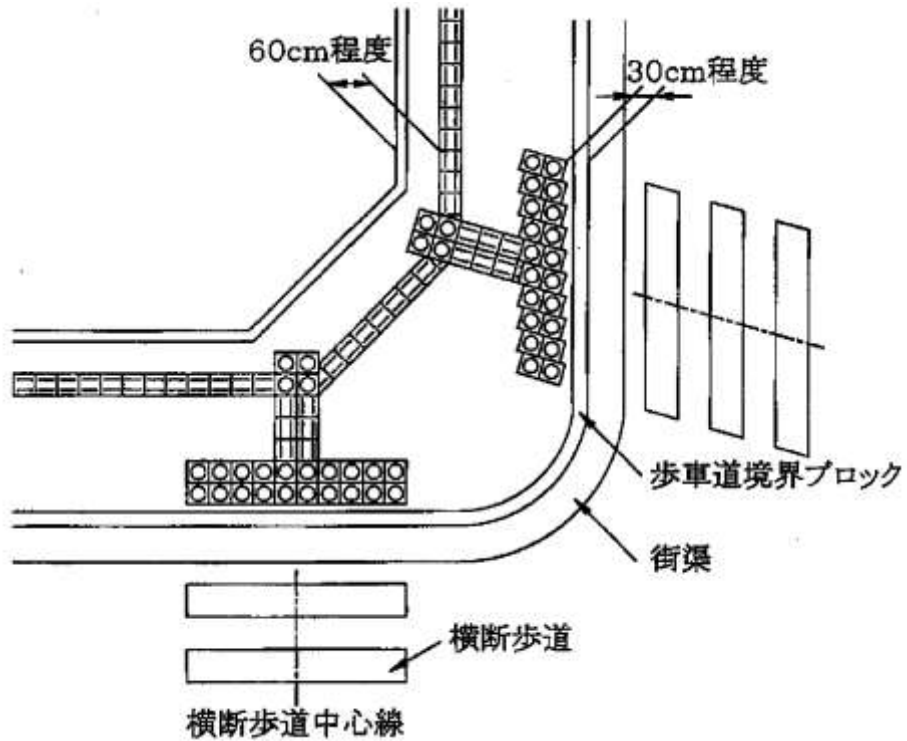


図3-22

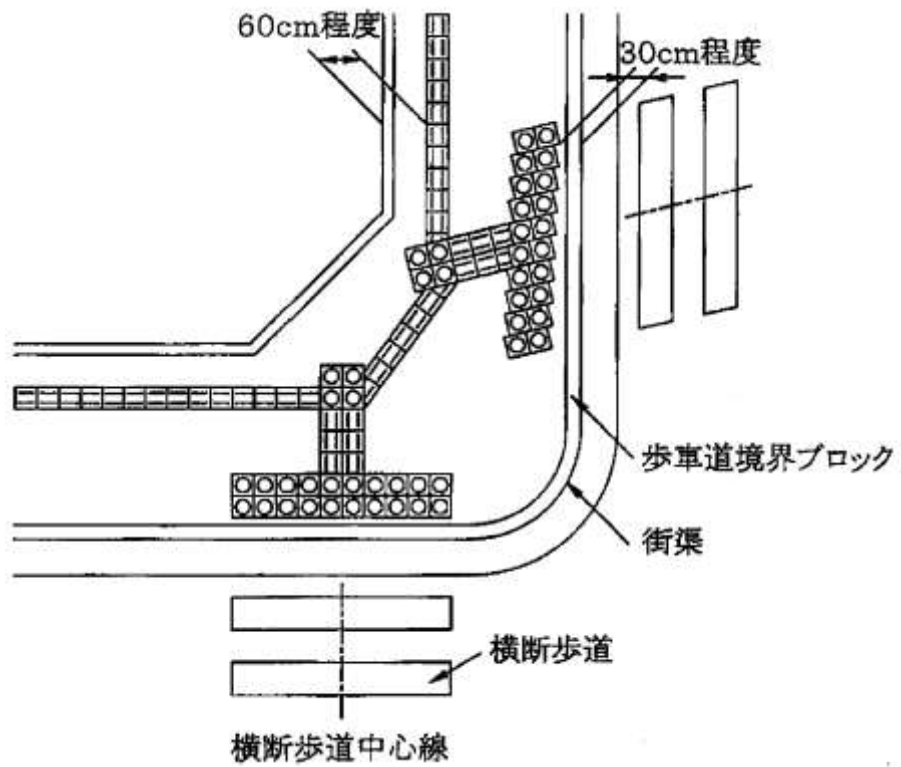


図3-23

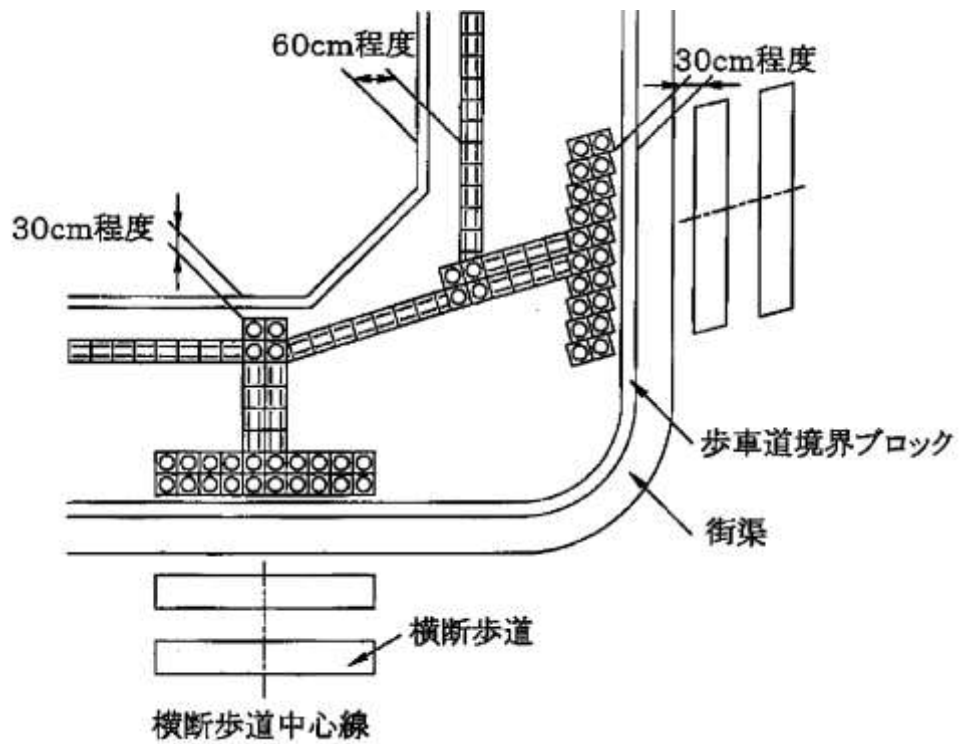
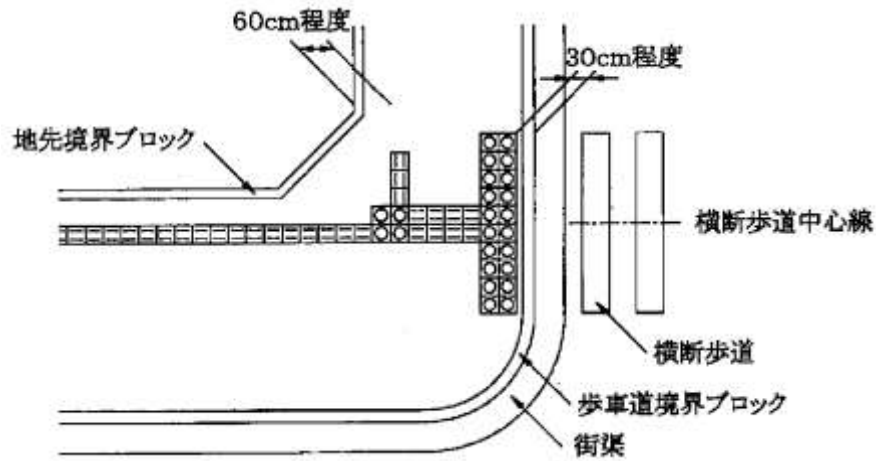


図3-24



③-2 歩道巻込部

「(2) 横断歩道口部」で示した点状ブロックと線状ブロックの敷設に基づき敷設するものとする。

但し、線状ブロックにより連続して誘導する場合の直進方向については、線状ブロックは1列の敷設とする。

図3-25 横断歩道口部が進行方向の1方向のみの場合
(屈折させてすり付けをおこなった例)

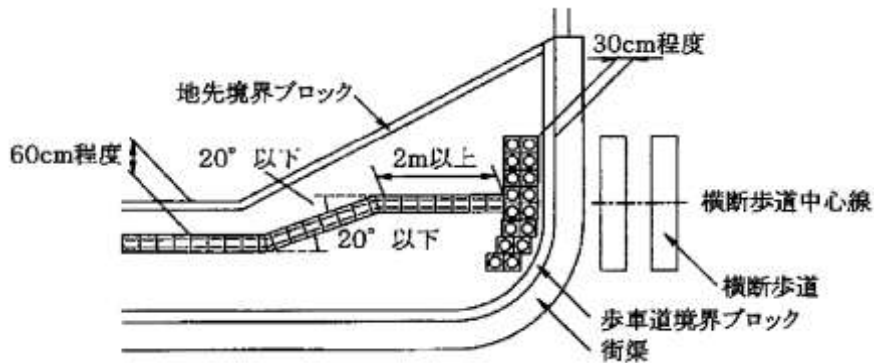
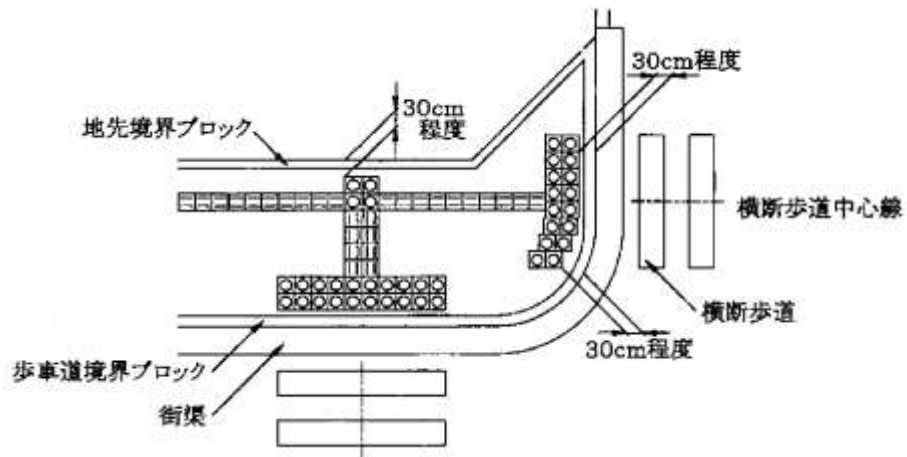


図3-26 横断歩道口部が2方向ある場合



③-3 歩道の途中

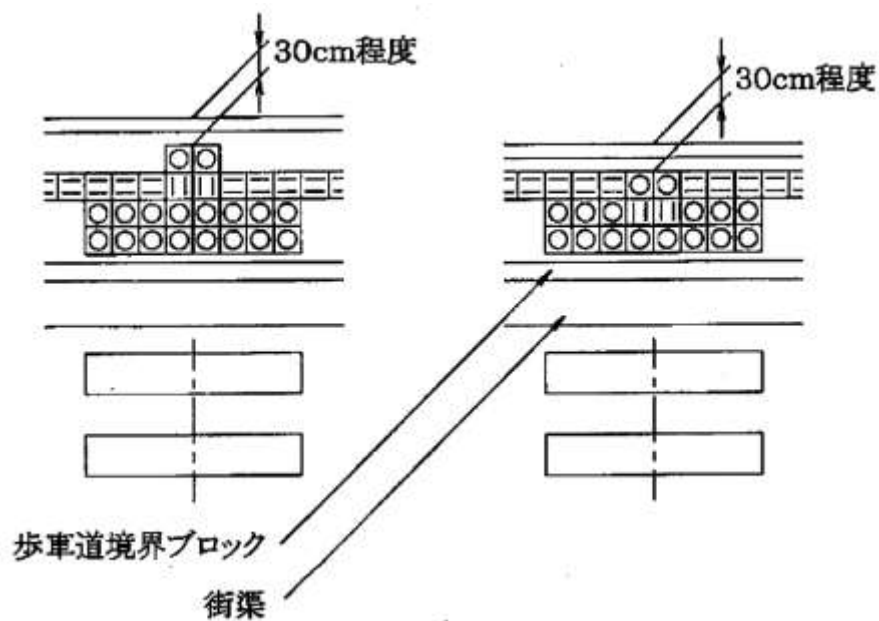
横断歩道口部では、「(2) 横断歩道口部」で示した点状ブロックと線状ブロックの敷設に基づき敷設するものとする。(図3-13、図3-14、p18)

また、歩道幅員が2.5m未満の歩道においては、横断歩道口部の線状ブロックと、歩道を誘導する線状ブロックとの「交差部」を4枚の点状ブロックで形成することが難しいため、図3-27に示す形状で敷設するものとする。

図3-27

歩道幅員：1.80m～2.10m未満
の場合

歩道幅員：1.50m～1.80m未満
の場合



④ 連続誘導がない場合

④－１ 交差点

歩道部から連続的に誘導する場合と異なるのは、歩道部を誘導している線状ブロックが無く、それとの交差部について考慮する必要がないという点だけである。それ以外の敷設の基本形状は、「③連続誘導がある場合」(p 22)に準ずるものとする。

なお、歩道部を誘導する線状ブロックがないため、歩道の向きの案内用として、歩道に沿った方向に線状ブロックを3枚敷設するものとする。敷設に際しては、ブロックの端から官民境界まで60cm程度確保した位置に敷設するものとする。

<解説>

歩道幅員が2.1m未満の歩道においては、すぐそばの民地側の塀や建物により、歩道の向きの確認が容易であると考えられること、また、この3枚の線状ブロックが、かえって横断歩道口部の視覚障がい者誘導用ブロックの敷設パターンを分かりにくくすると考えられることなどから、図3-30に示すように、Bの線状ブロックは敷設しないものとする。

交差点において一方向にしか横断が可能でない個所において、図3-34のように歩道の向きを案内する線状ブロックC1が車道方向へ向いてしまう場合は、歩道の向きを案内できるように線状ブロック3枚をC2のように敷設するものとする。図3-35のように、歩道に沿った方向に線状ブロックDで案内できる場合は、線状ブロックA、Dともに敷設するものとする。

図3-28

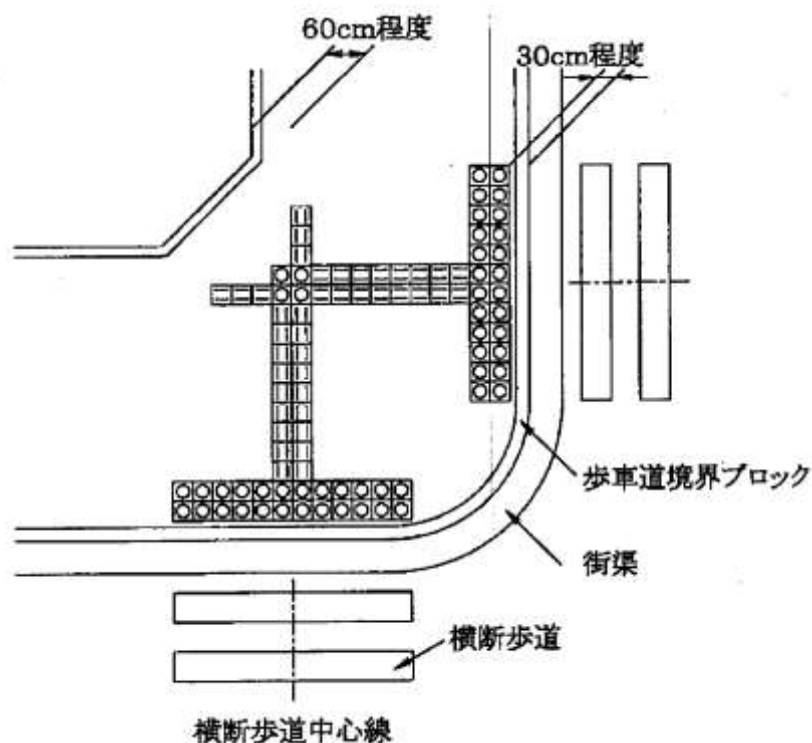


図3-29

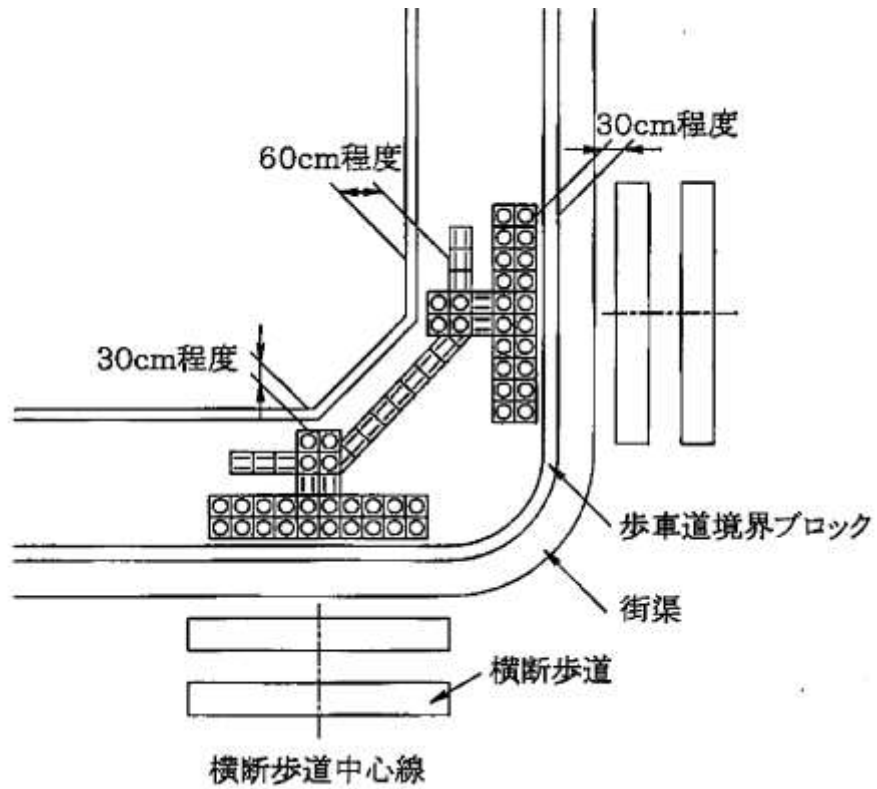


図3-30

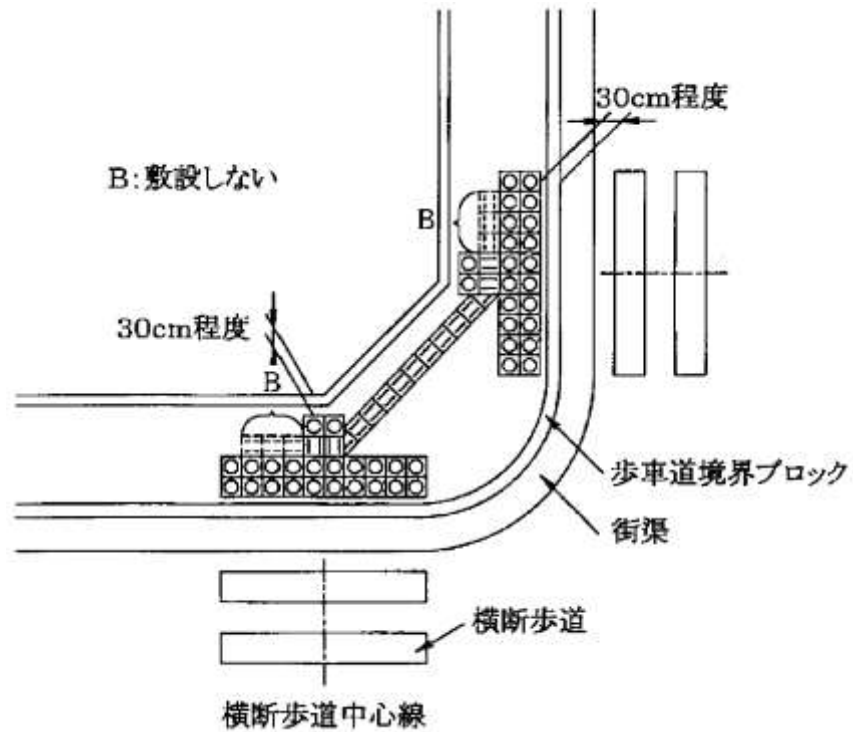


図3-31

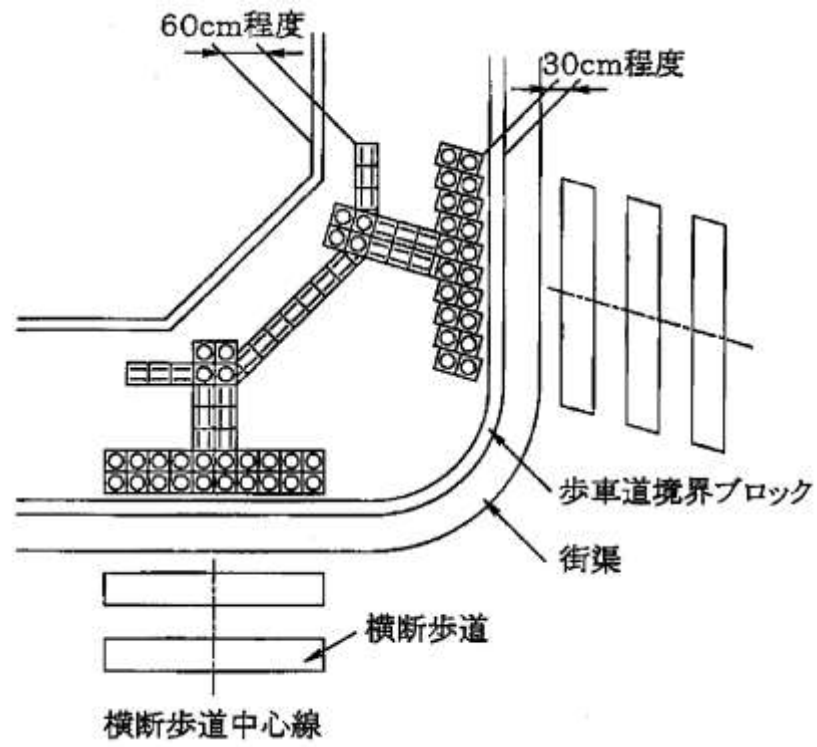


図3-32

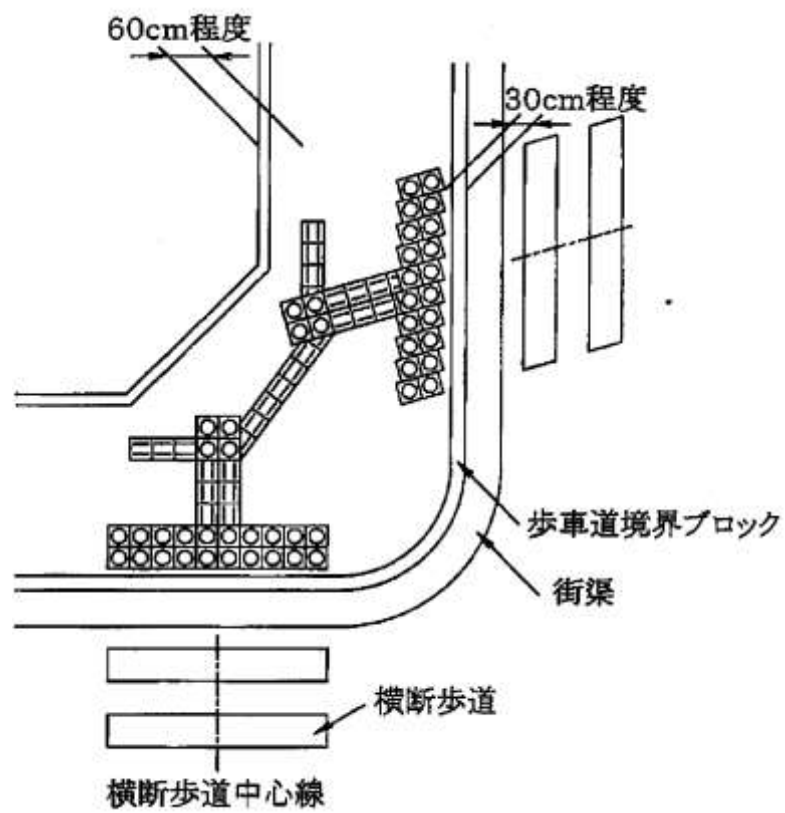


図3-33

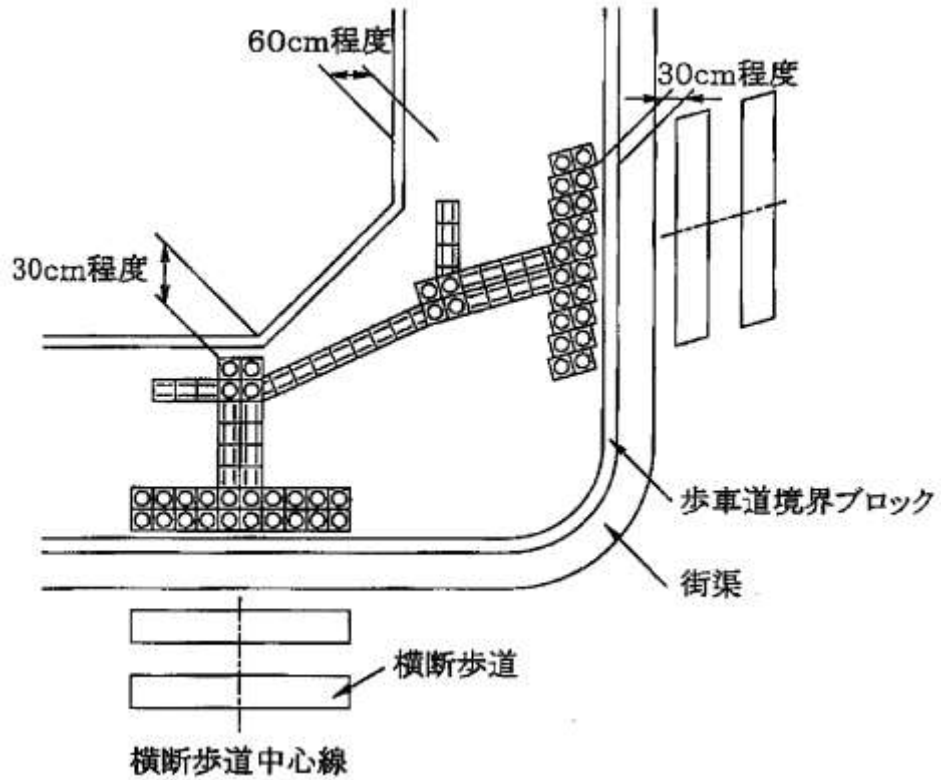
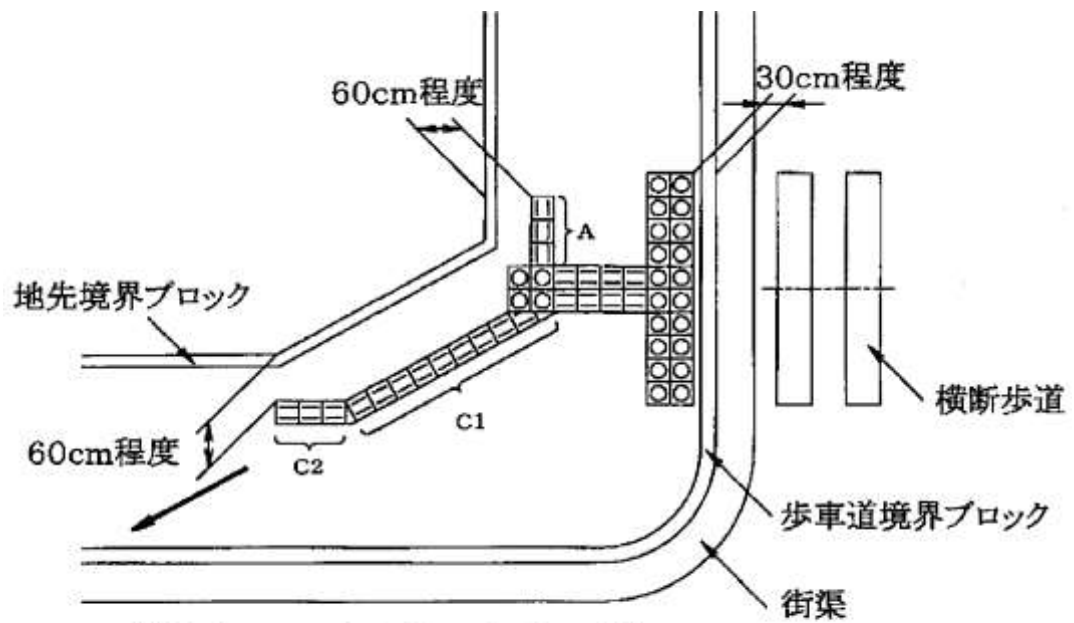
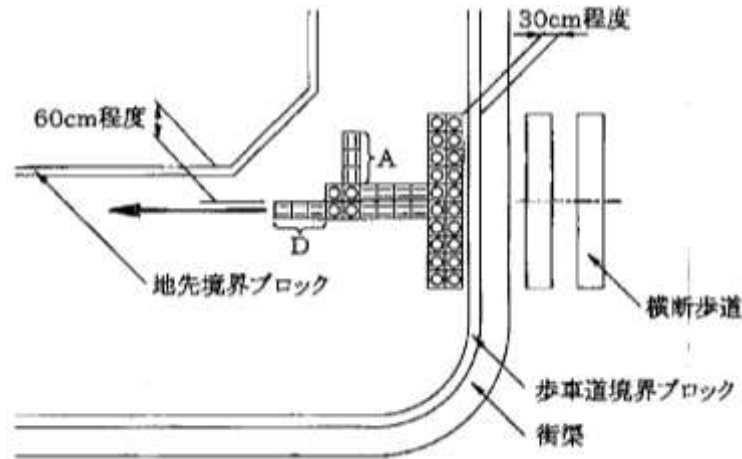


図3-34



線状ブロックの突き合わせ部分の形状は
図3-4の屈折部と同様。

図3-35



④-2 歩道巻込部

歩道部から連続的に誘導する場合と異なるのは、歩道部を誘導している線状ブロックが無いという点だけである。それ以外の敷設の基本形状は、「③連続誘導がある場合」(p22)に準ずるものとする。

線状ブロックについては、横断歩道口部の点状ブロックに接する形で2列に敷設し、長さについては、2枚分のみ敷設するものとする。

なお、当初、連続誘導がなく、車道横断のためだけに視覚障がい者誘導用ブロックを設置していた箇所（線状ブロックを2列敷設した箇所）において、その後、歩道部から連続して誘導（線状ブロックは1列敷設）することになった場合は、連続的に誘導してきた線状ブロック（1列）は、2列ある車道横断部の線状ブロックの内の官民境界側の1列に接続することを基本とする。

<解説>

横断歩道口部のみ敷設しており、その後連続的に誘導することになった場合は、交差点中央部から少しでも離れた側への誘導を行うよう配慮して、2列ある車道横断部の線状ブロックの内、官民境界側の1列に接続する。

図3-36 横断歩道口部が進行方向の1方向のみの場合

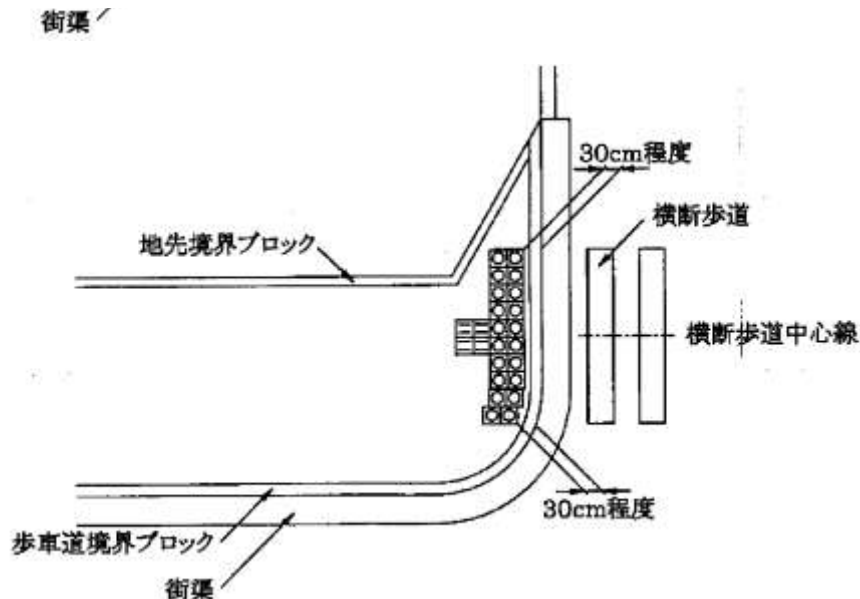


図3-37 横断歩道口部が2方向ある場合

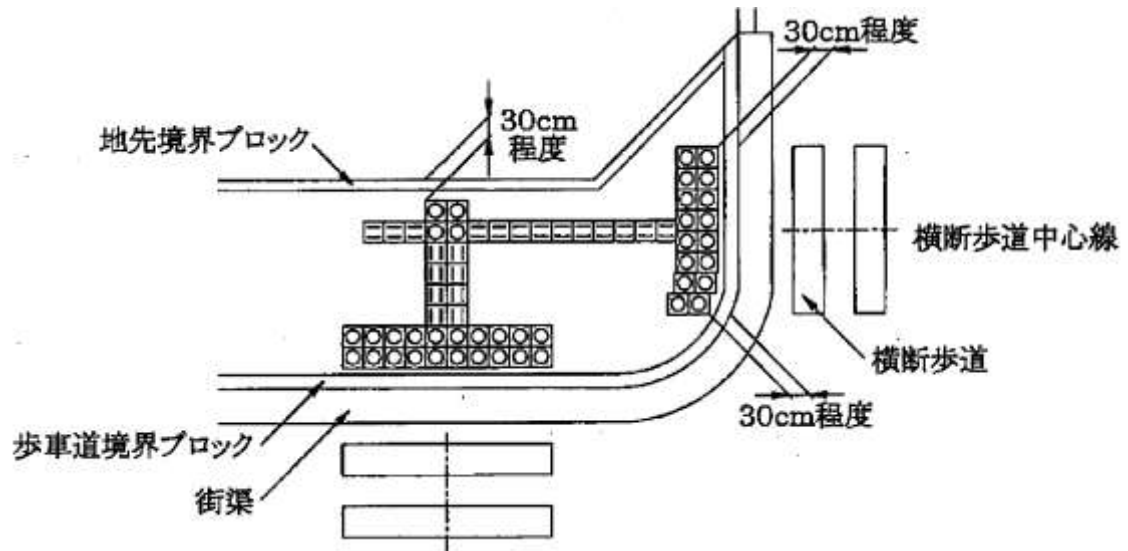
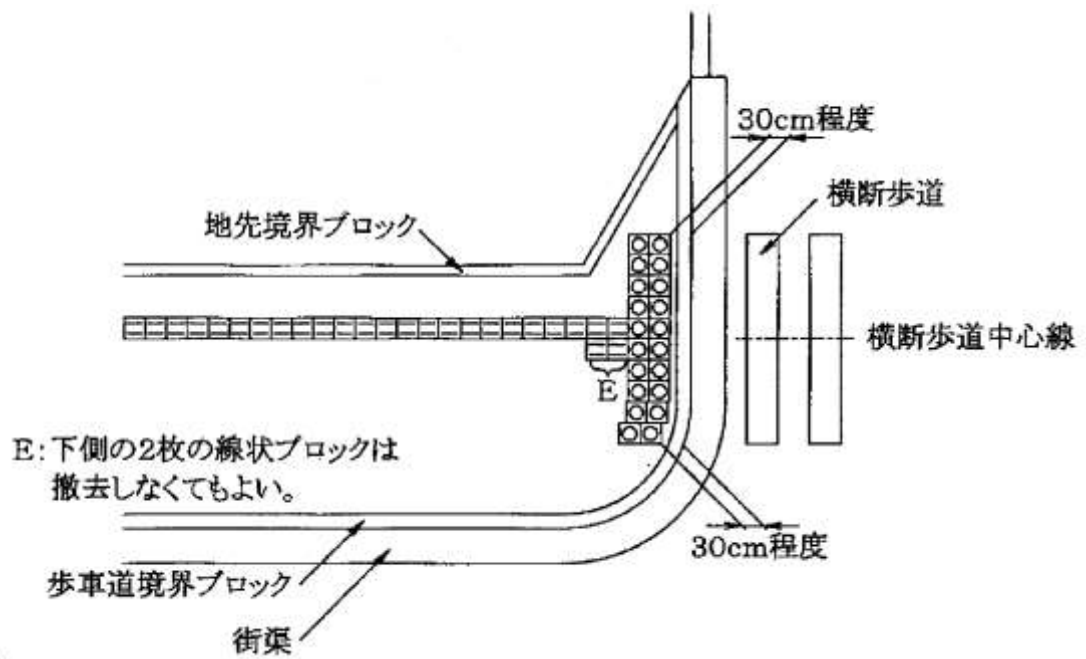


図3-38 横断歩道口部のみ敷設しており、その後連続的に誘導することになった場合



④－３ 歩道の途中

歩道部から連続的に誘導する場合と異なるのは、歩道部を誘導している線状ブロックが無く、それとの交差部について考慮する必要がないという点だけである。それ以外の敷設の基本形状は、「③連続誘導がある場合」(p 22)に準ずるものとする。

なお、歩道部を誘導する線状ブロックがないため、歩道の向きの案内用として、歩道に沿った方向に線状ブロックを3枚敷設するものとする。敷設に際しては、ブロックの端から官民境界まで60cm程度確保した位置に敷設するものとする。

<解説>

歩道幅員が2.1m未満の歩道においては、すぐそばの民地側の塀や建物により、歩道の向きの確認が容易であると考えられること、また、この3枚の線状ブロックが、かえって横断歩道口部の視覚障がい者誘導用ブロックの敷設パターンを分かりにくくすると考えられることなどから、図3-41に示す形状で敷設し、歩道の向きを案内するための線状ブロックは敷設しない。

図3-39

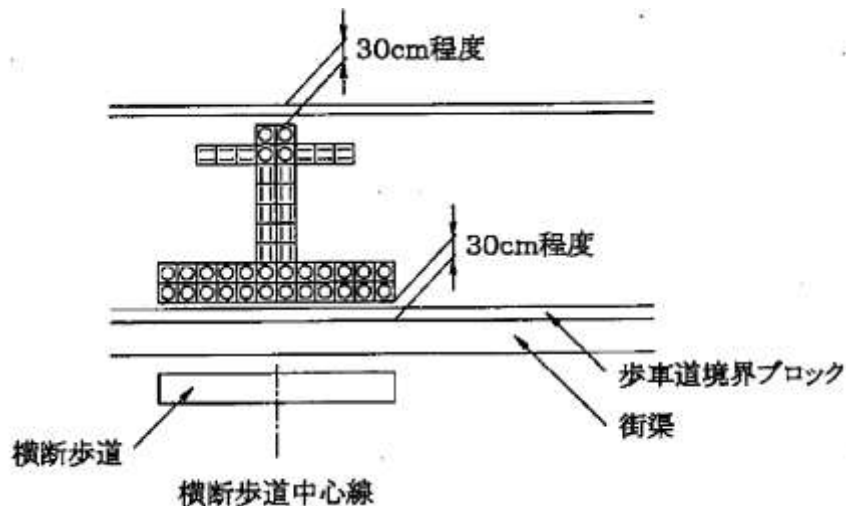


図3-40

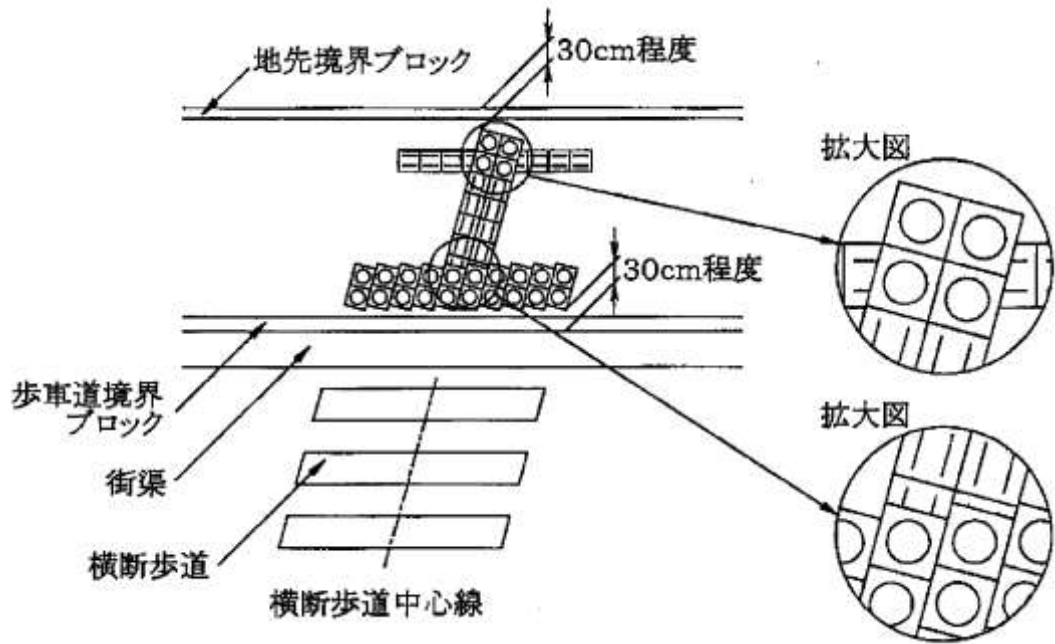
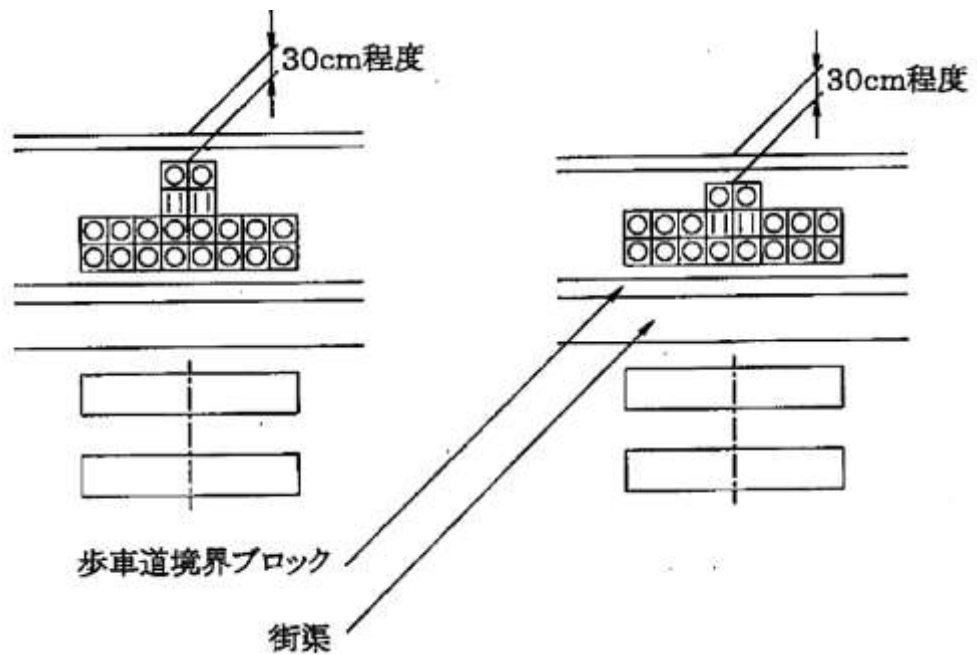


図3-41

歩道幅員：1.80m～2.10m未満
の場合

歩道幅員：1.50m～1.80m未満
の場合



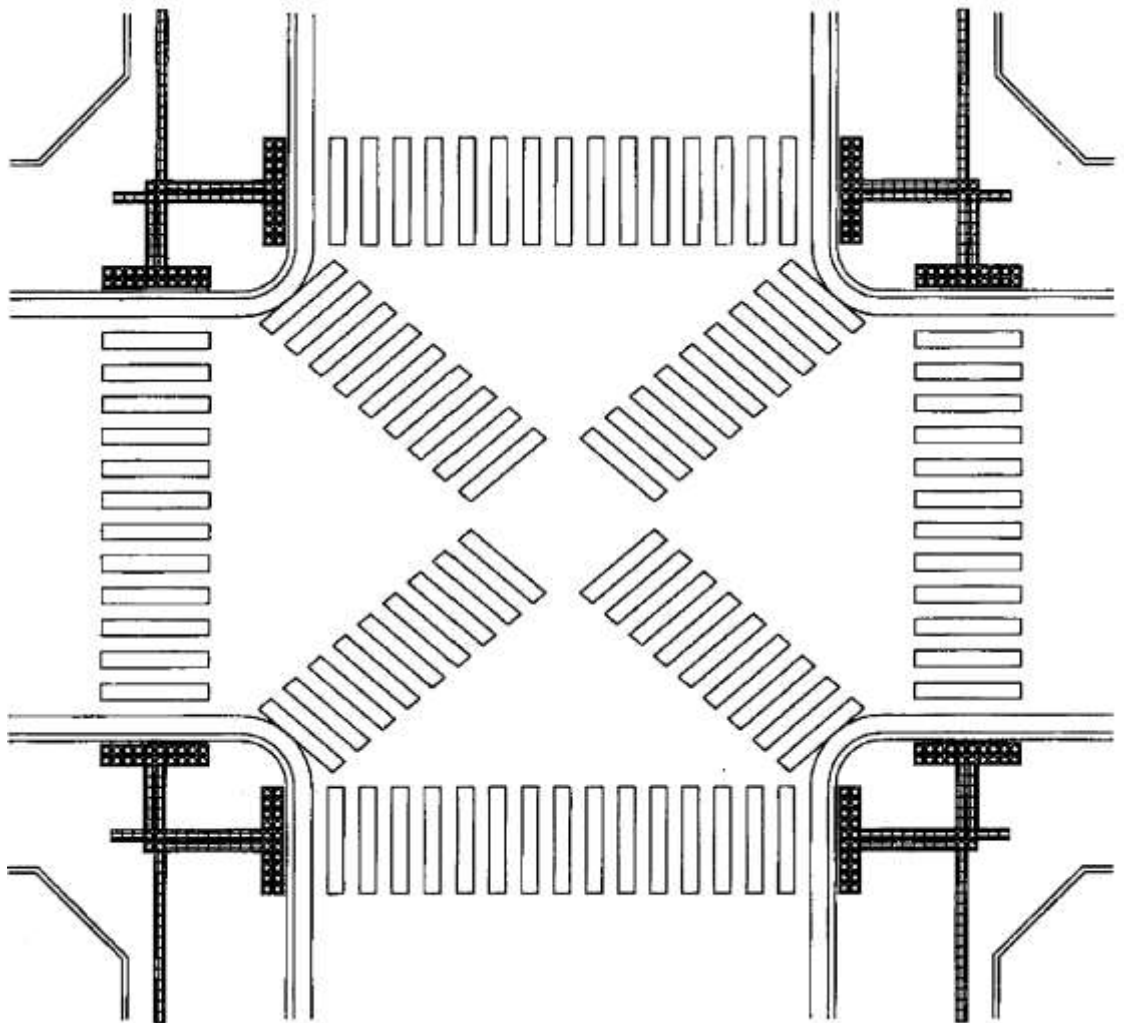
⑤ スクランブル横断歩道での敷設

斜め横断方向については、視覚障がい者誘導用ブロックは敷設しないものとする。

<解説>

斜め横断方向を視覚障がい者誘導用ブロックにて案内すると、交差点での視覚障がい者誘導用ブロックが非常に多くなり、かえって混乱を招く危険性がある。また、視覚障がい者にとって、横断歩道をまっすぐに渡りきることは難しいようである。個人差はあるものの、最大で、左右それぞれ45° ぐらいのズレが生じる場合もある。斜め横断を行った場合、車道を一度で渡る距離が多くなるため、一般の横断歩道を渡る場合以上に、目的方向から大きく外れてしまい、現在地と方向を見失ってしまう恐れがある。このため、斜め横断方向については敷設しないこととした。

図3-42



⑥ 自転車横断帯がある場合

自転車横断帯が設置されている場合は、横断歩道口部、歩道巻込部ともに、自転車横断帯には敷設せず、点状ブロックを横断歩道の幅に合わせて敷設するものとする。

図3-43 連続的に誘導する場合

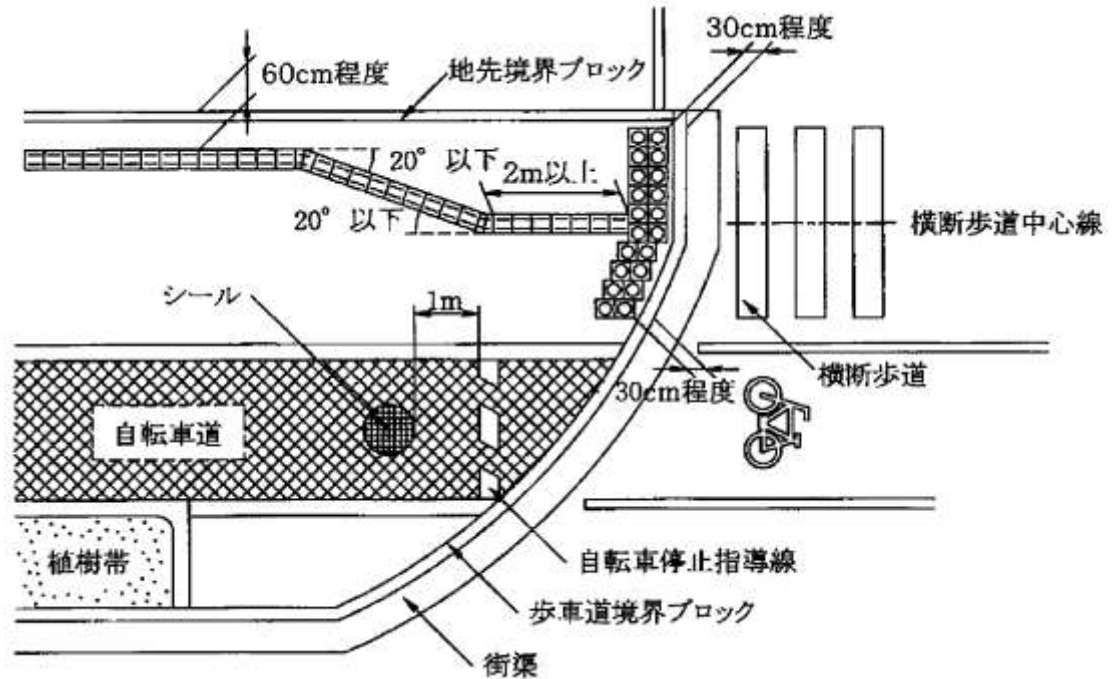
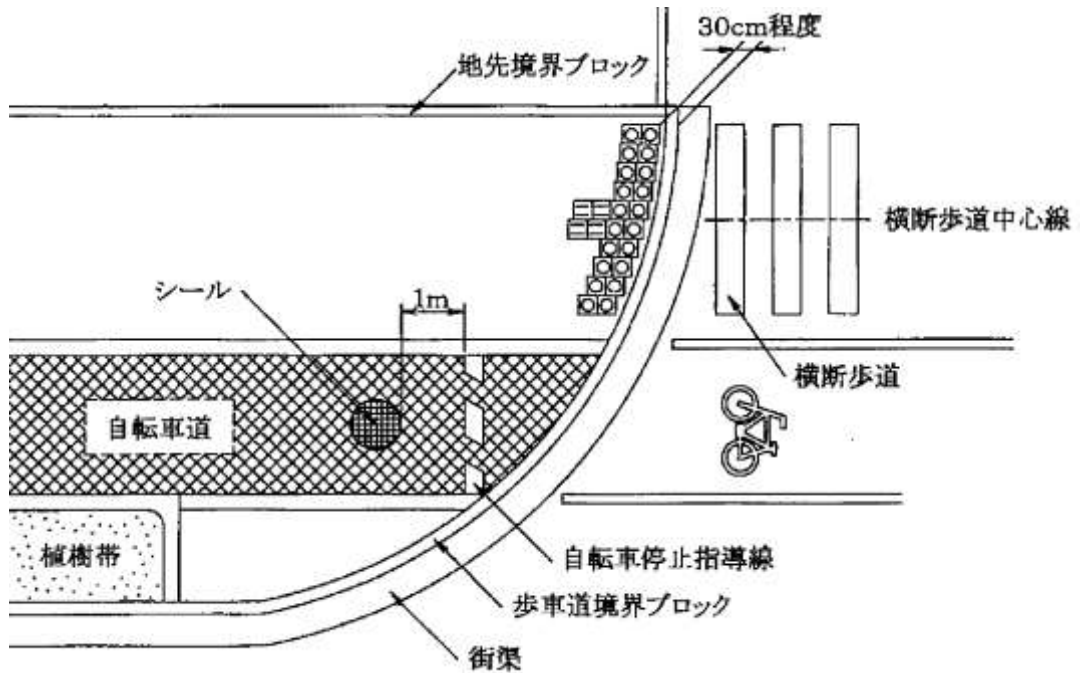


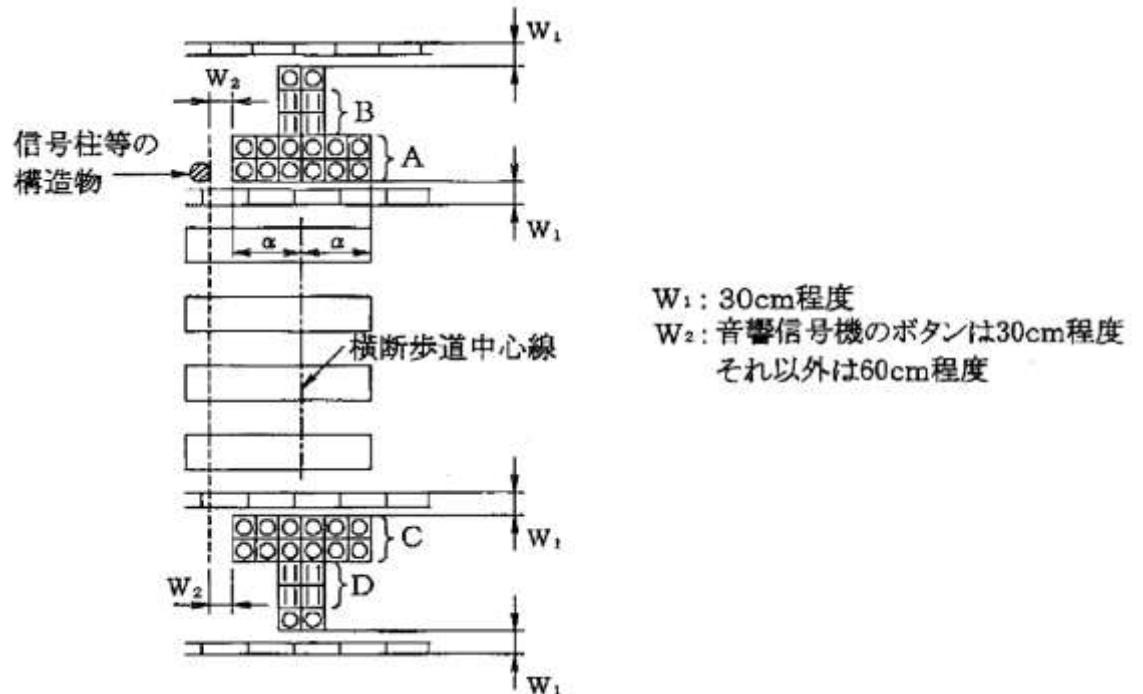
図3-44 横断歩道口部のみ敷設する場合



⑦ 信号柱等の構造物がある場合

横断歩道口部、歩道巻込部に信号柱等の構造物がある場合は、これらの構造物から30～60cm程度離して敷設するものとする。

図3-45 信号柱等の構造物がある場合



注1) A部分の点状ブロックは、接近しない方が好ましい構造物からW₂離して設置することが望ましい。

注2) B部分の線状ブロックは、A部分の点状ブロックの中心部に設置することが望ましい。

注3) 対面側の点状ブロック(C部分)及び線状ブロック(D部分)についても、同様の措置を取り、C部分からA部分にわたる視覚障がい者が当該構造物に接触しないようにすることが望ましい。